

(令和6年6月11日 午前10時08分 開始)

○議員(米田 正直君) 御苦労さまでございます。本年は、能登半島地震から始まり、厳しい年のスタートとなりました。5か月が経過しましたが、復旧作業に携わられている関係者の皆様に敬意を表し、感謝申し上げます。被災された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、災害で亡くなられた方々には、忠心より哀悼の意をささげます。南海トラフが懸念される私たちの生活にも大きな示唆を与えてくれています。再度、防災対策について互いに見つめ直すことが重要であります。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻が始まり2年が経過いたしました。収束を見ない状況であります。イスラエル、パレスチナ紛争等、世界各地で悲惨な闘争が繰り広げられています。これら一刻も早い解決を、そして平和が戻ることを切に願うものであります。

また、東町長におかれましては闘病生活をされておられ、町政運営のことが気がかりであろうと察します。一日も早い回復をお祈りいたします。

では、一般質問通告書に従い、今回は2点について簡潔に質問をさせていただきます。

第20回統一地方選挙後、何かと川南町政が落ち着かない状況が続いているような気がいたします。町民は、このような状況をよしとするものは少ないと感じています。その原因は、町議会にあるのではないかと議会人として反省もしているところではありますが、議論すべきところは積極的にすべきであります。そのための二代表制であり、そのことが町政発展につながるからであります。

では、1点目の質問に入っていきたいと思います。それは、宮崎日日新聞にも掲載されましたが、川南町文化ホール・図書館複合施設指定管理についてであります。議会に提案をされ、賛成多数で議決をされた事項ではありますが、納得いかない点が多々ありますので、次の点について質問をさせていただきます。

募集要項について、プロポーザルの意義について、選定委員会委員の権限について、偽りの失格理由を上げたのはなぜなのかをお伺いいたします。

下段の質問席から、各項目に従ってお伺いをさせていただきます。

令和6年2月臨時会で、採決に当たっての反対討論を行いました。執行部からの明快な回答がないまま、今日まで来ています。もう決着がついているから愚問をすべきではないかという考えの方もおられるかもしれませんが、町民の多くは納得されていませんので、あえて質問をさせていただきます。

また、この件につきましては、先日裁判所へ訴訟も提出され、かつ町民から百条調査委員会に関する請願書が出されている案件であります。司法の調査が優先されると思いますが、答弁できる範囲でお答えしていただきたいと思います。

なお、訴訟や請願については一般質問通告後でありましたので、御理解を頂きたいと思います。

まず、募集要項についてお伺いいたします。

地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者の募集であります。10年間指定管理を受け、川南町の文化行政に貢献していただいた既存の会社も応募をされました。また、新たに図書館等業務に参入しようとした団体も応募され、2者によるプロポーザル審査が行われました。その募集要項には、委託料による税の町への還流ができるための制約事項は入っていません。新規参入を否定するつもりはありませんが、経験のない団体が果たして運営できるかの心配はされなかったのか、お伺いをします。現在は体制を整えて運営をされているようですが、お伺いをいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問ですが、この件に関しましては係争中ですので、答弁のほうを差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 町長は、町への税の還流を強く言われますが、そのことができるような団体募集を要項になぜ入れなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しても、ただいま係争中ですので、答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 町長が提案された川南フロンティアネットワークという団体は、事務所をどこに置かれるのでしょうか。川南町以外であれば、東京に事務所を置く株式会社図書館流通センターと同じではないですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しても、ただいま係争中ですので、答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 次に、プロポーザルの意義についてお伺いをいたします。

プロポーザル方式とは、不特定多数の企業の中から定められたテーマの企画書、提案書などの提出を求め、最も適した提案をした企業を契約の相手方とする方式で、入札額に左右されずに落札される可能性のあるものと、ネットで調べたところでは記載されております。

プロポーザル審査にされた理由を教えてくださいたいと思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しても、ただいま係争中ですので、答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） なぜこのような質問をするかといいますと、町長提案を支持される議員諸氏において、金額面をもって賛成に回っておられる方もいるからであります。選定委員会の内容については結果しか承知しておりませんが、プロポーザルの趣旨

及び募集要項の審査項目に従って審査会は進められたものと思っています。その結果に反して提案されたのは、不審以外に何も考えられません。

選定委員会の委員の選任根拠は何でしょうか、お伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しまして、ただいま係争中でありますので、答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 選定委員は誰が任命するのでしょうか。恐らく教育委員会が任命権者となっておりますが、任命するに当たってはいいかげんな人を選任するとは思えません。選定委員にもふさわしい人を任命されたことと思います。そういった方々の選定結果は当然尊重されなければならないと思いますが、その点について具体的に説明をお願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しても、ただいま係争中でありますので、答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） ホームページに1月17日の選定委員会の結果による決定したことを翌日に載せておられましたが、1月22日に川南フロンティアネットワークを提案する旨のことを教育委員会へ報告。さらには、1月23日、ホームページから削除されています。失格事由というのが、書類不備という偽りの失格事由であります。そもそも積算根拠を具体的に出せるのは既存の指定管理者であり、初めて新規参入する会社が事細やかに出せるはずがありません。川南町の文化ホール・図書館複合施設に関わっていないならば分からないはずではあります。

新規参入者が具体的に出せたのは、既存の会社のデータの提供を受けたからではありませんか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しまして、ただいま係争中でありますので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 副町長の弁では、新規参入者だから指導するのは当然だというふうに捉えていましたが、私の勘違いでしょうか。もし行き過ぎた指導、例えば見積り条項及び額等の指導、それが事実であれば、入札に対し影響を与えることになります。大問題であります。このことについてお伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しまして、ただいま係争中でありますので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 根拠のない失格事由を上げ、既存の会社を落とすための方策であったことが明白であります。

前町長に対して、結果ありきで物事を進めることは遺憾であると常に言っておられま

したが、今回の件はまさにそのことが疑われても仕方ない事案であります。選定委員会の結果を無視し、訳の分からない理由を持って、結果に反して、川南フロンティアネットワークを提案し、議会の議決を得ました。歴代の議会の議員先輩諸氏に対して大変恥ずかしい思いでいっぱいであります。

根拠のない偽りの提案をし、議決された案件に対し、町長は中学校統合問題と同様に、これを白紙に戻し、十分に検討され、再度一からやり直すことはできないか、お尋ねをいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問に関しましても、ただいま係争中ですので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 今回は、裁判のこともあり、答弁がありませんでしたが、この件について、司法の中で明確になってくることを期待します。私個人だけでなく、町民多くが不審に思っている事項であり、町長がこれから町長として残された任期を全うする上でも重要なことであると同時に、川南町が信頼回復する上でも重要なことであると思います。

次に、2点目ですが、災害時における水の確保についてお尋ねをいたします。

今年に入って、能登半島、豊後水道、福島県浜通り、奄美大島近海等での地震が多発しております。南海トラフ大地震も高い確率で予想されています。地震等の災害が発災したとき、川南町の水道事業体制はどうなっているのでしょうか。例えば、停電等で配水がストップするようなことはないのか、お伺いをいたします。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

停電で配水管が漏れていないという前提であれば、鶏戸ノ本上水道系、西の別府上水道系の水道施設には発電機を設置しておりますので、停電があつたとしても一定程度稼働することが可能であります。

また、掛迫地区、赤石地区の営農飲雑用水として整備した施設につきましては、発電所はございませんが、使用量が少ないため1日以上、配水池の水量で1日ぐらいはもつという計算になっております。その後、必要であれば外部から電源を供給するという計画にしております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 川南町においては、上水道が停止するようなことはない、停電等があつても発電機等で対応できるというようなことでございますが。

水道を停止された場合、これは仮定ですけれども、これは災害はどういった状況になるか分かりませんので仮のことを話すわけでございますけれども、水道を停止して復旧する間、民間の井戸を防災井戸として指定することはできないのでしょうか。

宮崎市においては、災害時協力井戸として登録制度があります。飲料水としての使用や生活用水としての使用が考えられますが、水質の検査は必要であると思います。その

水質検査の費用や手押しポンプ等の設備費用がかかりますが、その費用の助成は考えられないか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えしています。

大災害時には、ライフラインが遮断され、長期間にわたって水の確保ができず、被災者が大変不便な生活を余儀なくされ、水道の不通が現実的な脅威として認識されているところは、本町としても認識しているところであります。

他の自治体によっては、災害時協力井戸を募集、登録しているところもありますが、本町では取水できる河川が幾つかあることもあり、制度としては現在整備されていないところであります。

以上です。

○議員（米田 正直君） 今の答弁では、川南町ではそういった問題は起こらないという捉え方でよろしいでしょうか。

川南町内に個人が井戸を所有している箇所数は把握されていますか。防災井戸として指定する時期については、災害が発生してからでは遅いと思われるので、事前に何らかの方法で指定する必要があると思いますが、この点についてどうお考えなのか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 事前に井戸の把握をとということで御質問だと思いますけども。

ただいま危機管理対策室が4月から設置されまして、自主防災組織を結成することを検討する、取り組んでおります。その自主防災組織を検討する中で、地域で話し合っていて、またその中で地域の課題も見えてきますし、その中でも実情というのが分かってくる中で、井戸の把握もできるのではないかと考えております。そういった取組の中で今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 自主防災組織ということでございますが、これはどういった範囲というか、大きさの中でいかれるのか。例えば自治公民館単位なのか振興班単位なのか昔の旧分館単位なのか、そこら辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えしています。

自主防災組織の規模といいますのは、それぞれの地区、地域での実情で異なると思いますけども、まずは自治公民館長会で説明をいたしまして、それからいろんなきっかけを基に振興班単位とか、そこそこの事情に応じた単位になると思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 自主防災組織について、そういう組織をつくって、その中で井戸の所有場所とかそういったものが把握されていくということでございますので、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。

防災マップ等にて、町民へ周知する必要があると思います。これは、恐らく自主防災

組織の中でも話が出てくることだろうと思いますけれども、防災マップ等にて町民へ周知する必要があるというふうに思います。

防災井戸の利用については、水量が限られていると思われますので、利用者の地域指定をしていく等、もろもろ出てくると思います。

防災井戸指定要綱といったものの設置の考え方も、恐らく、先ほど答弁がありました。が、自主防災組織の中でそういったものも考えられてくるんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

防災井戸についての把握ということによろしいですか。井戸の取扱い。それは事業者ごとの井戸ということによろしいのでしょうか。すいません、もう一度御質問のほうお願いいたします。

○議員（米田 正直君） 申し訳ありません。ちょっと質問がまずくて。

要するに、自主防災組織の中で、大体、井戸の必要数とかそういったものが把握されていかれるんじゃないかというふうに思いますけれども。

要するに、例えばAちゅう井戸があればAという井戸は水量が限られておられると思われます。それから、その水量によって利用者の地域指定等もろもろ出てくるんじゃないかというふうに思います。この防災井戸を利用するに当たって。そういった場合、防災上の指定要綱といったものはどうなのかということをお伺いしたかったんですけども。

○総務課長（小嶋 哲也君） すいません、何度も申し訳ありません。

そういった防災井戸の利用規程の要綱等は現在のところは考えておりませんし、防災井戸のほうの、もし募集、呼びかけ等をしたときも、恐らく所有者の善意で貸していただくことになると思いますので、その善意を酌み取りながら地域の方が利用していただくということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員（米田 正直君） 先ほども、冒頭のほうで質問させていただきましたが、防災井戸を指定するに当たって、防災井戸は恐らく水質検査も必要になるだろうかと思います。ただ、生活用水だけでは、生活用水についてもそうでしょうけど、水質検査なんかが必要になってくるというふうに思いますが。水質検査の助成といいますか、そういったものは考えられないか、お伺いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 防災井戸をもし登録した際の水質検査ということでありますけども。

実際には、そういった井戸を登録しても、飲み水には適しないというふうに思っております。

一番大事なのは、生活雑用水が手に入らないための不便さを解消するためのものだと考えますので、水質検査をしてまで、その井戸のほうの登録をというところは、ほかの自治体でもあまりないのではないかというふうに考えております。

ですので、水質検査の費用とかそういったものの考えは、今のところございません。
以上です。

○議員（米田 正直君） では、防災井戸の定義といいますか、防災井戸については飲料水には使わないということが条件で指定をしていく。もしそういう制度ができるとすれば、そういった形でやっていくということによろしいですね。分かりました。

仮に、防災井戸の指定箇所が少なかった場合、自主防災組織なんかを設定するに当たっていろいろ調査した結果、井戸が少なかった場合、町が防災井戸として設置する考えはないか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 町が防災井戸を設置する考えはないかということですが、
ども。

最初に申しましたとおり、本町では取水できる河川が幾つもありますので、町としては井戸の整備をする予定は今のところございません。

以上です。

○議員（米田 正直君） ありがとうございました。防災・減災については取組が進んでいるというふうに思っております。被災地から学ぶということで、ぜひ防災井戸についても善処されることを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（ 午前10時34分 終了 ）